

木材産業等高度化推進資金の内容及び貸付条件

資金の種類	資金内容	貸付条件			
		貸付限度額	貸付利率		償還期限 (据置期間)
			保証なし	保証付き(注2)	
事業経営改善合理化資金	①素材生産に必要な資金であって、施業集約化費用、立木購入代金、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用及び作業委託費 ②素材の引取に必要な資金であって、素材の購入代金及び輸送費 ③木材製品の引取に必要な資金であって、製材等の購入代金及び輸送費 ④素材等の加工に必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費など	1億円 特認2億円 特認4億円 特認5億円 (※素材又は木材製品の年平均生産量又は引取量の規模によって設定)	短期運転資金 年1.60% (年1.50%) [年1.30%] 長期運転資金 年1.30% (年1.20%) [年1.00%]	短期運転資金 年1.20% (年1.10%) [年0.90%] 長期運転資金 年0.90% (年0.80%) [年0.60%]	短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (据置期間3カ月以上1年以内)
	①素材の引取に必要な資金であって、素材の購入代金及び輸送費 ②木材製品の引取に必要な資金であって、製材等の購入代金及び輸送費 ③素材等の加工に必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費など	1億円	短期運転資金 [年1.30%] 長期運転資金 [年1.00%]	短期運転資金 [年0.90%] 長期運転資金 [年0.60%]	
木材高度加工資金	作業労賃、電力費、燃料費及びその他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材の購入代金及び素材の引取に必要な輸送費(JAS無垢材に係るものに限る。)	1億円 特認2億円 (※JAS無垢材の製造を行う者)	短期運転資金 [年1.30%] 長期運転資金 [年1.00%]	短期運転資金 [年0.90%] 長期運転資金 [年0.60%]	短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (据置期間3カ月以上1年以内)
林業経営改善資金	①作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費等 ②素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃	5千万円 特認1億5千万円 (※造林の年間施業面積500ha以上)	短期運転資金 年1.60% 長期運転資金 年1.30%	短期運転資金 年1.20% 長期運転資金 年0.90%	短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (据置期間1年以内)
	伐採・造林一貫作業推進資金	①素材生産に必要な資金であって、立木購入代金及び作業現場から最終土場までの素材生産実施費用 ②造林に必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費	1億円 特認2億円 (※素材の年平均生産量1万m ³ 以上)	短期運転資金 (年1.50%) [年1.30%] 長期運転資金 (年1.20%) [年1.00%]	短期運転資金 (年1.10%) [年0.90%] 長期運転資金 (年0.80%) [年0.60%]
木材安定供給資金	①素材生産に必要な資金であって、施業集約化費用、立木購入代金、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用及び作業委託費など ②素材の引取、加工に必要な資金であって、素材の購入代金、輸送費及び加工に必要な作業労賃、電力費、燃料費など ③素材又は木材製品の引取及び木材の流通に係るコーディネートに必要な資金であって、次に掲げるもの。 (1)素材又は木材製品の購入代金及び引取に必要な輸送費並びに作業委託費 (2)ICTを活用したデータベース整備費用等及び作業委託費 ④素材又は木材製品の輸送に必要な資金であって、作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用 ⑤木材製品利用事業に必要な資金であって、木材製品の購入代金、引取に必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費 など	3億円 特認4億円 (※協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が協定等締結時から5%以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあっては、借受者の償還が適切に行われると認められること)	短期運転資金 [年1.30%] 長期運転資金 [年1.00%]	短期運転資金 [年0.90%] 長期運転資金 [年0.60%]	短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (据置期間1年以内)

注1：貸付利率における()は3倍協調資金の利率、[]は2倍協調資金の利率

注2：貸付利率における保証付きの利率は債務保証(100%機関保証)を利用する場合に適用される。